

## 日本人間工学会認定人間工学専門家倫理規定

2004年8月28日制定

認定人間工学専門家は、安全、健康および福利を念頭におき、人間生活のあらゆる側面において利益をもたらすよう専門技術の研鑽に励み、常に中立・公正を心がけ、専門家としての社会的責務を果たすものである。

### (対象者の保護)

1. 認定人間工学専門家は常に対象者の健康と安全および利益を保護し、信頼関係を築きながら専門的技術を提供する。

### (公正性)

2. 認定人間工学専門家は中立・公正を重んじ、品位と責任を持って業務にあたる。

### (専門能力の維持)

3. 認定人間工学専門家は、その専門能力を維持・開発するとともに、自己の専門的能力を認知して、自己の専門外の業務あるいは確信のない業務に関しては、他の専門家の支援を求める。

### (虚偽の禁止)

4. 認定人間工学専門家は良心に基づいて行動し、資格・能力を過大に宣伝することなく、また資格に関する誤った情報または不正確な情報が伝えられた場合はただちに修正する。

### (不正な利益の禁止)

5. 認定人間工学専門家は明確な契約を取り決め、その業務に対する正当な報酬以外に利害関係のある第三者からの不当な利益の提供を受けない。

### (差別の禁止)

6. 認定人間工学専門家は、人種、国籍、宗教、信条、性別、年齢、社会的地位、経済的状态または他の要因に関する理由により、専門家として責任または業務の規範が低減させられることはない。

### (秘密保持)

7. 認定人間工学専門家は業務の実践あるいは研究を通して知り得た情報の秘密の保持に努める。

### (公共性)

8. 認定人間工学専門家は業務や研究の遂行にあたり社会的倫理を配慮するとともに、その成果を公共の利益に資するために開示するように努力する。

### (専門家関係)

9. 認定人間工学専門家は業務の遂行にあたり、他の専門家や実務家と協力研究開発を推進するとともに、関係者の行動についても倫理性に合致することを監督し、専門家としての社会的信用が傷つかないように行動する。

### (啓蒙普及)

10. 認定人間工学専門家は客観的事実に基づいた人間工学の知識や技術を蓄積し、実際に活用するとともに、広く社会に人間工学を普及するように努力する。